

○御前崎市企業立地促進事業費補助金交付要綱

(平成 17 年 4 月 1 日告示第 17 号)

改正 平成 17 年 6 月 1 日告示第 47 号 平成 17 年 12 月 22 日告示第 77 号  
平成 19 年 7 月 1 日告示第 55 号 平成 20 年 12 月 1 日告示第 85 号  
平成 25 年 3 月 4 日告示第 22 号 平成 27 年 2 月 18 日告示第 25 号  
平成 28 年 3 月 15 日告示第 30 号 一年一月一日告示第一号

(趣旨)

第 1 条 市長は、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、御前崎市内に工場等を設置する民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人(以下これらを「企業等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則(平成 16 年御前崎市規則第 37 号)及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において「工場等」とは、次に掲げる施設のいずれかであって、市長が特に立地を推進するものをいう。

- (1) 産業に関する分類の名称及び分類表(平成 25 年総務省告示第 405 号)に定める日本標準産業分類の大分類 E に掲げる製造業の用に供する施設(以下「工場」という。)
- (2) 産業に関する分類の名称及び分類表に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号 391 のソフトウェア業の用に供する施設若しくは分類符号 711 の自然科学研究所又は(1)に規定する製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設(以下これらを「研究所」という。)
- (3) 産業に関する分類の名称及び分類表に定める日本産業標準産業分類の中分類に掲げる分類符号 44 の道路運送業若しくは分類符号 47 の倉庫業若しくは小分類に掲げる分類符号 484 のこん包業の用に供する施設(流通加工等(流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。))並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。)を行うものに限る。)又は第 1 号に規定する製造業若しくは大分類 I に掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって別に市長が定めるものを除く施設(流通加工等を行うものに限る。)(以下これらを「物流施設」という。)
- (4) 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。)(産業に関する分類に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号 011 の耕種農業に係る施設園芸に限る。)の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条

件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設

(5) このほか、市長が特に認める施設

2 この告示において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の設置をいう。

(1) 工場等の建物を新築し、又は機械設備を購入し、業務を開始する（会社法（平成17年法律第86号）第768条第1項第1号に規定する株式交換完全子会社又はこれに準ずる会社として別に定めるものが業務を開始する場合を含む。以下同じ。）こと。

(2) 立地形態については、新設のほか、増設及び移転を含むものとし、用地を取得後3年以内（未造成用地は5年以内）に業務を開始すること。ただし、特段の事情があると市長が認めた場合には、業務の開始を5年を上限に延長できるものとする。

(3) 当該事業に係る用地の取得が平成17年4月1日以後に行われていること。

(4) 前項第1号、第3号及び第4号に規定する施設については、取得する用地の面積が、1,000平方メートル以上であること。

(5) 前項第1号、第3号及び第4号に規定する施設については、当該事業に係る事業所の従業員数（パートタイマーは2分の1換算とする。以下同じ。）が業務を開始する時に10人以上であること。

(6) すでに市内に事業所がある企業等については、当該企業等の市内における全従業員の増加人数が、業務を開始する時に1人以上あること。

(7) 研究所については、研究員の人数が業務を開始する時に5人以上であること。

(8) 研究所については、専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。

3 この告示において「研究員」とは、専門知識を有し、第1号の業務に専ら従事する者で第2号の資格を満たすものをいう。

(1) 業務

ア 自然科学研究所にあつては、自然科学に関する専門的又は科学的な試験、研究等の業務

イ ソフトウェア業にあつては、電子計算機による情報の整理、加工、蓄積、検索等に関するシステムの分析若しくは設計又はプログラムの設計、作成等を行う高度で技術的な業務

(2) 資格

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項に規定する博士の学位を有する者

イ 学校教育法第104条第1項に規定する修士の学位を有する者で、当該試験研究等の業務に従事した経験年数が1年以上の者

ウ 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位を有する者で、当該試験、研究等の業務に従事した経験年数が3年以上の者

エ 学校教育法第 108 条第 3 項に規定する短期大学若しくは同法第 1 条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第 125 条第 1 項に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該試験研究等の業務に従事した経験年数が 5 年以上の者

オ 学校教育法第 1 条に規定する高等学校を卒業した者で、当該試験、研究等の業務に従事した経験年数が 7 年以上の者

4 この告示において、「成長分野業種」とは、別表第 1 の左欄に掲げる業種をいう。  
(補助の対象及び補助率等)

第 3 条 補助の対象及び補助率等は、別表第 2 のとおりとする。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費は除く。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする企業等は、御前崎市企業立地促進事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、業務を開始する日又は業務を開始する日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 企業等概要調書(様式第 2 号)
- (2) 工場等の新設に係る事業計画書(様式第 3 号)
- (3) 収支予算書(様式第 4 号)
- (4) その他参考となる書類

(交付の決定)

第 5 条 市長は、補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知(様式第 5 号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の支払いを分割できるものとする。

(交付の条件)

第 6 条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容を変更(事業量の 20 パーセント以下の変更を除く。)しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更(事業費の額の 20 パーセント以下の変更を除く。)しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数等

に相当する期間(同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間)内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、補助相当額の全部又は一部を返還させることがあること。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更の承認申請)

第7条 前条第1号の変更の承認を受けようとするときは、御前崎市企業立地促進事業計画変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工場等の新設に係る変更事業計画書(様式第3号)
- (2) 変更収支予算書(様式第4号)

(実績報告)

第8条 企業等は、補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工場等の新設に係る事業実績書(様式第3号)
- (2) 収支決算書(様式第4号)
- (3) 新規雇用従業員名簿(様式第8号)
- (4) 研究員名簿(様式第9号)(研究所の場合に限る。)
- (5) 土地登記事項証明書の写し
- (6) 土地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (7) 雇用保険被保険者台帳又は被保険者証の写し
- (8) その他参考となる書類

2 前項に掲げる実績報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、市長へ提出しなければならない。ただし、市長が別に日を指定したときは、その日までとする。

(交付の確定)

第9条 市長は、実績報告があった場合には、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を確定し、補助金交付確定通知書(様式第10号)を交付するものとする。

(請求の手続き)

第10条 企業等は、補助金交付確定通知書を受領したその日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付確定通知書の写しを添えて、請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 17 年 6 月 1 日告示第 47 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日告示第 77 号)

この告示は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 1 日告示第 55 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 1 日告示第 85 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 4 日告示第 22 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 18 日告示第 25 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日告示第 30 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

区 分	対象施設
食料品製造業 清涼飲料製造業 酒類製造業 茶・コーヒー製造業 医薬品製造業 医療用機械器具・医療用品製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）

X線装置製造業 医療用電子応用装置製造業 医療用計測機器製造業	
化学繊維製造業 炭素繊維製造業 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く。） プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業を除く。） 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 汎用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く。） 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く。） 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。）	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場であって、静岡県ふじのくに新産業創出プロジェクトに掲げる、光・電子技術、環境（新エネルギー、次世代輸送機器等）、福祉機器、ロボット、航空宇宙関連等の成長産業分野の製品を生産する工場及び自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連産業の製品を製造する工場）

備考 区分の欄に掲げる業種区分は産業に関する分類の名称及び分類表に定める日本標準産業分類に掲げる業種をいう。

別表第2(第3条関係)

補助率又は補助単価		補助額 (A) + (B)
用地取得に要する経費 (A)	従業員の新規雇用に用する経費 (B)	
用地取得に要する経費の100分の20以内とする。ただし、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合においては、100分の30以内とし、静岡県地域産業立地事業費補助金の交付要件に該当しない場合は、100分の10以内とする。	新規雇用従業員の人数に100万円を乗じて得た額とする。ただし、静岡県地域産業立地事業費補助金の交付要件に該当しない場合は、50万円を乗じて得た額とする。	用地取得に要する経費及び従業員の新規雇用に要する経費の合計額とし、2億円（別表第2に掲げる施設等にあつては3億円）を上限とする。ただし、静岡県地域産業立地事業費補助金の交付要件に該当しない場合は、1億円（別表第2に掲げる施設等にあつては1億5,000万円）を上限とする。